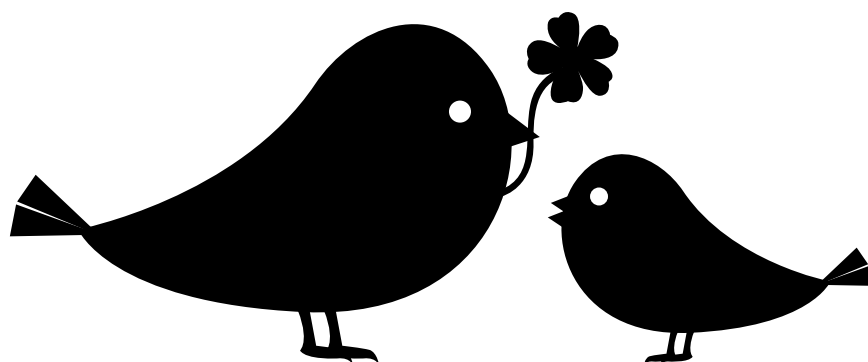


令和7年度 こどもと自然をつなぐ保育者のための資格
こども環境管理士
Kids' Environmental Facilitators **資格試験**



『サテライト会場』申請の手引き

『サテライト会場』は、
当協会の設置する正規の試験会場のほかに
みなさまからの申請により開設できる
自主運営の会場です。

『サテライト会場』で

できる
こと

たとえば、このような場合に。

もっと近くに会場があれば…

正規の会場のない地域の方にはご不便をおかけしていますが、有志で受験者を募れば、「サテライト会場」を設けてご当地で受験していただけます。もちろん、2級だけではなく、1級も受験可能です。

園や団体を挙げて受験できたなら…

自然体験を通じてすこやかな子どもをはぐむため、また、他園との差別化のため、園を挙げて受験される幼稚園、保育所、認定こども園が増えているようです。また、加盟者を対象に積極的に受験を勧めている保育者団体や、自治体も。それなら、より身近な場所に会場を設けられれば便利ですね。

『サテライト会場』を
設置するための…

条件

どうすれば『サテライト会場』をつくれるの？

まずは事前に申請が必要です

この冊子の4～5ページにある規程をよくお読みいただき、巻末の申請書をお送りください(中心となる申請者には法人格が必要です)。

申請書をお送りいただくタイミングは、受験申込の手続き(「団体受験」としてのまとめたお申し込み)と同時でも、それより前でも構いません。

「会場」と「人員」をご提供ください

試験を行うための「会場」と、試験監督として1人、補助として1人以上の「人員」をご提供ください。

申請や設置に関してお金のやりとりはありません

『サテライト会場』の申請や設置に関して、審査料や手数料などの類をいただくことはありません。また、当協会から会場借料・設営費、光熱費、清掃費、人件費、委託金などの支払いもありません。簡潔なシステムです。

「団体受験」でお申し込みください

受験のお申し込みは個別ではなく、“15人以上”の“団体受験”で、まとめてお願いします。なお、『団体受験』には、とりまとめた受験者の合否を一覧でお知らせするサービスがありますので(希望制)、園や学校、団体・企業を挙げての受験などでご活用ください。

広報はお任せします

あくまで団体受験による内輪的な会場という位置付けであるため、『サテライト会場』の受験者を集めるための広報は申請者にお任せします。なお、広く一般にお配りしているチラシやポスター、『受験の手引き』は提供いたしますので、ご活用ください。



申請者がすることは？

実施に向けたやりとりがあります

申請をいただいたあとは、貴団体と当協会との間で、試験の実施に向けた調整ややりとりがあります。また、筆記試験当日の2日前までには、試験で使用する問題用紙を含む、筆記試験に関する書類一式をお届けします。

令和7年度の筆記試験は11月2日(日)、14:00開始です(13:50までに着席)。同日、同時刻に、全国一斉に実施されます。なお、この日時は変更できません。

試験中は「試験の監督」

試験中は、受験申込関係書類の一つ『出欠確認・本人確認(写真票)』をもとに、出欠確認、本人確認、不正行為の監視をお願いします。また、試験問題の訂正など特別な指示のあるときには、携帯電話を通じて連絡します。運営についてはマニュアルをお届けしますので、ご安心ください。

速やかに荷物を発送

試験は16:00に終了します。終了次第、当協会から送られた試験に関する書類一式を梱包し、速やかに発送してください。



4～5ページの『サテライト会場 設置・運営規程』をよくお読みいただき、巻末の『サテライト会場の設置・運営に関する申請書』に必要事項をご記入のうえ、当協会までお送りください。

お送りいただくタイミングは、受験申込手続(「団体受験」としてのまとめたお申し込み)と同時に、それ以前でも構いません。



公益財団法人

日本生態系協会 こども環境管理士係

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル

tel. 03-5954-7106

送付先

受験申込、および、『サテライト会場』の申請期限は

令和7年9月16日(火) です。

受験者のみなさんにとりまとめるには、時間を要することがあります。余裕をもって進めてください。

* 申請時に会場の予約がお済みでない場合は、予約完了後、10月1日(水)までに必ず担当までご報告ください。

申請者となることができるのは、たとえば株式会社、有限会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、職業訓練法人、特定非営利活動法人、農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合、商業組合、工業組合、土地改良事業団体連合会、商工会議所、森林組合、共済組合、省庁および出先機関、地方公共団体、独立行政法人……などの法人と、日本ビオトープ管理士会の支部です。(共同申請者についてはこれに限られません)

公益財団法人 日本生態系協会 こども環境管理士資格試験 サテライト会場 設置・運営規程

『サテライト会場』は、定められた手続きを経て申請が承認された場合、申請者のとりまとめた団体受験の受験者が、申請者の用意した会場で筆記試験を受験することができる、こども環境管理士資格試験の試験会場に関する制度です。これは、『こども環境管理士資格試験 サテライト会場 設置・運営規程』(以下「本規程」)に従って設置・運営されます。

(受験者に関する条件)

1. 『サテライト会場』での受験が可能な級は、1級こども環境管理士および2級こども環境管理士とします。
2. 『サテライト会場』で受験できる方は、当該『サテライト会場』の申請者がとりまとめた期日までに申し込んだ、団体受験の受験者に限ります。^{※1}

(『サテライト会場』設置・運営の申請方法)

3. 『サテライト会場』での試験を実施するためには、『サテライト会場の設置・運営に関する申請書』(以下「申請書」)を「団体受験」による受験申込手続と同時にまたは事前に提出し、当協会から書面で「承認」の回答を得ることとします。申請書の書式は所定のものを用いることとし、改変されたものは無効となります。
4. 申請者は、日本国における商法・各種業法に定める法人^{※2}と、その地方組織とします。共同申請者を募り^{※3}、いくつかの団体(複数の幼稚園、保育所、学校など)が共同で『サテライト会場』を設置・運営することも可能とします。なお、申請書には法人の代表者、地方組織の場合はその代表者の公印が必要です。
5. 申請が承認されなかった場合は、協議のうえ、正規の会場に受験会場を振り替えます。その際の諸費用については「費用について」の19に準ずるものとします。

(受験申込に関する条件)

6. 『サテライト会場』の場合、受験申込手続は受験を希望する方が個別に行うのではなく、原則15人以上での団体受験として、当該『サテライト会場』の申請者がとりまとめた行ってください。

《「団体受験」に関する補足》

- ・「団体受験」の詳細は、当該試験年度の『こども環境管理士資格試験 受験の手引き』をご覧ください。
 - ・団体受験は本来、2人以上の受験で可能な制度ですが、『サテライト会場』の場合は原則15人以上とさせていただきます。
 - ・受験者一人ひとりの受験申込関係書類は、申請者がとりまとめたお送りください。受験手数料は、個々の受験者がそれぞれに振り込むのが原則ですが(受験申込書②の作成に必要)、申請者がとりまとめたお振り込みいただくことも可能です。
7. 『サテライト会場』で受験することができる受験者は、「受験者に関する条件」の1、2のとおりです。これに該当しない受験者には協会が設置する正規の会場で受験していただきます。
 8. なお、『サテライト会場』の実施について承認があったとしても、結果として当該『サテライト会場』における受験希望者が15人を著しく下回る場合や、会場を手配出来なかった場合は、当協会の判断により承認を取り消し、当協会の設置する正規の会場に受験者を割り振ることがあります。それにあたっては、申請者と当協会との間で、事前に協議することとします。
 9. 『サテライト会場』はあくまで団体受験による内輪的な会場との位置付けであるため、『サテライト会場』における受験者の募集はその申請者に一任し、当協会が広報を行うことはありません^{※4}。また、他の会場に申し込んでいる受験者に対し、『サテライト会場』で受験するよう案内することはありません。
 10. 『サテライト会場』で受験するため団体受験で申し込んだ受験者についても、『受験の手引き』に定められた期日までに連絡がない場合は、受験申込の内容を変更することは原則できません。受験申込時にご確認ください。

(会場と人員の手配、日時について)

11. 申請者には、試験会場^{※5}、および試験監督として1人、監督補助として1人以上の人員^{※6}をご提供いただきます。当協会が会場を手配・設営することや、人員の手配をすることはありません(試験監督の派遣については申請者に旅費をご負担いただくかたちで応相談)。
12. 試験会場は、申請書により知らせのあったものを使用し、やむを得ない事情により変更しなければならない場合は、必ず事前に当協会に申し出て、承諾を得ることとします。
13. 試験監督・監督補助は、申請書により知らせのあった方のみがその任に当たるとし、事前の届け出なく他者に代わることや外部に委託することは禁じます。やむを得ない事情により変更しなければならない場合や、監督補助を2人以上ご提供いただける場合は、必ず事前に当協会に申し出て、承諾を得ることとします。
14. 試験会場は、不正行為等の対策を考慮した、試験体制が整えられる条件にあるものとしてください^{※7}。また、会場の仕様に関する当日の苦情(机や椅子の状況、机の配置、広さ、明るさ、室温、におい、音、安全面など)について、当協会は対応しかねます。申請者の責任のもと、下見のうえ、事前によくご確認ください。

(試験実施の日時について)

15. 試験問題の漏洩を防ぐため、筆記試験は定められた日時に、全国一斉で行われ、『サテライト会場』であっても日時の変更はできません。ただし、不特定多数が巻き込まれる大規模な事故や天災などがあった場合は、東京に設けられる試験本部(当協会)が判断し、指示をしますので、それに従ってください。

(費用について)

16. 『サテライト会場』の設置・運営に関する申請、および『サテライト会場』における筆記試験の運営に関して、申請者から当協会に手数料、審査料、登録料などの類をお支払いいただくことは、ありません。
17. 『サテライト会場』の設置・運営に関する申請、および『サテライト会場』における筆記試験の実施に関して、当協会から申請者への会場借料・設営費・光熱費・清掃費、人件費・謝礼金、旅費、委託金などの支払いも、ありません。
18. 『サテライト会場』の設置・運営に関する申請、および『サテライト会場』における筆記試験の実施に関して生じる通信費等の実費については、互いにその都度負担することとします。
19. 『サテライト会場』の設置・運営が承認されたのち結果として当該会場で試験が行われなくとも、それ自体に関する賠償責任等は問いません。ただし、受験者を正規の試験会場に振り替えるなどの対応があった際、旅費およびそれに付随する費用の支出や受験手数料の払い戻しなどが受験者から求められた場合は、申請者の負担とします。
20. 受験者の受験手数料は、通常どおりお支払いいただきます。

(試験の運営について)

21. 筆記試験は、試験当日の運営マニュアルにあたる『こども環境管理士資格試験 筆記試験運営の手引き』(以下『運営の手引き』)、試験の要綱である『こども環境管理士資格試験 受験の手引き』(以下『受験の手引き』)およびそれに付随する書類等、協会の規則・規程や協会による指示に従い、厳正かつ公正に運営していただきます。
22. 試験監督と監督補助には、『運営の手引き』『受験の手引き』を事前にお届けします(申請者あてにまとめてお送りします)。試験の運営に備え、当日までにお目通しください。
23. 問題用紙や解答用紙、受験者名簿などの試験資材は、筆記試験

当日までに、当協会から申請者または会場までにお送りします。問題用紙や解答用紙の包みの開封は試験監督か監督補助が試験当日に行うものとし、他者が開封した場合や当日より前に開封した場合は試験を取り止めます(事後に発覚した場合は、当該『サテライト会場』における受験者の合格を取り消します)。

24. 試験監督は試験の取り仕切り、監督補助は試験監督のサポートを任務とし、問題用紙や解答用紙の配布・回収、受験者の出欠確認・本人確認、不正行為の監視などを行います。なお、試験中において、受験者のほかに試験を行う部屋に出入りすることができるのは、試験監督と監督補助に限られます。
25. 試験の終了後は、解答用紙をはじめ試験に関する書類一式を、当日のうちに当協会事務局に向け発送していただきます。

(情報の取り扱いについて)

26. 問題用紙や解答用紙は定めに従い取り扱ってください(問題用紙の持ち帰りについては『受験の手引き』11ページの「試験に関する注意事項」をご覧ください)。また、試験問題の漏洩がないよう、当日も厳重に管理してください。
27. 個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、漏洩がないよう厳重に管理してください。
28. 問題用紙、解答用紙や個人情報が記載されたものを含み、当該試験に関する文書や情報を複写、加工、改竄することは、一律、一切禁じます。また、それらを当該試験の実施・運営以外に使用することも禁じます。
29. ほか、当該試験で知り得た情報を漏洩することを禁じます。
30. 以上の情報の取り扱いについては、試験の実施後においても変わりません。また、ここに言う「個人情報」は、個人情報保護法に定義されます。
31. 情報の漏洩等があった場合、またその疑いがある場合は、必ず試験本部(当協会)に報告してください。

(受験者の安全確保について)

32. 地震や火災等の緊急事態が発生した場合は、受験者を安全な場所まで速やかに避難させてください。それにあたり、災害時の避難場所や避難経路の確認、誘導方法は、事前に確認してください。
33. 急病人が生じた場合は、まず本人に症状を確認し、受験の続行が難しい場合には休ませるか救急車を呼ぶなど、状況に応じて対応してください。なお、そのような場合であっても、当該受験者の試験時間の延長や受験日の振り替え、再受験はできません。
34. 受験者および会場の安全確保に関する経緯や状況は、必ず試験本部(当協会)に報告してください。

(その他)

35. 申請書の内容と事実とが合わないこととします。
36. 本規程、『運営の手引き』、『受験の手引き』、受験票、問題用紙、解答用紙のほかにも環境管理士資格試験に関する文書・書類に定められた諸要件、ならびに、然るべき判断による当協会・試験本部からの指示に反した場合や、試験の権威を損なうような行為をなし、あるいはそのような事態が生じた場合、当協会は以下のように対応します。
- (1) 当協会が調査体制を敷き、申請者および共同申請者には立ち会いやヒアリング、資料や書類の作成、提出など、調査にご協力をいただきます。調査を行うのは、確たる事実だけではなく、その疑いがあった場合も含みます。なお、必要な場合には、部外の調査機関に調査を依頼することがあります。
- (2) 当該会場の受験者を全員失格とすることがあります。その場合、合格者が所定の手続きを経てことも環境管理士として認証された後においても、遡って合格と認証を取り消します。
- (3) 今後において、申請者および共同申請者からの『サテライト会場』および「団体受験」による受験申込はお断りします。また、これらは申請者および共同申請者に名称変更や改組等があっても引き継がれることとします。

- (4) 試験の実施前であるならば、当該会場での試験の実施を取り止めます。また、日数や収容人数の点から可能な場合は正規の試験会場に振り替えますが、それに当たっての試験監督や監督補助、受験者の旅費およびそれに付随する費用、返却される受験手数料などの諸費用については、申請者の負担とします。
- (5) 調査や訴訟にかかる諸費用、人件費、旅費等の実費は申請者の負担とします。なお、当協会や受験者ほか関係者、または第三者に損害を与えたときは、申請者は直ちに賠償することとします。
- (6) 協会名義で事実および経緯、経過を関係諸機関に報告し、記者発表します。また、会報やウェブサイトなど、当協会に帰属する各種メディアにおいてもそれらを公表します。
- (7) 当該試験および『サテライト会場』の実施に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (8) 以上について、申請者および共同申請者、受験者ほか関係者、または第三者が異議を申し立てることはできません。
37. 本規程、『運営の手引き』、『受験の手引き』、受験票、問題用紙、解答用紙のほかにも環境管理士資格試験に関する文書・書類に定めのない事項、およびこれらの各条項に疑義が生じた場合、または然るべき判断による当協会・試験本部からの指示がなかった事項については、申請者と当協会の互いが誠意を持って協議のうえ、その解決に当たるものとします。
38. 本規程、『運営の手引き』、『受験の手引き』、受験票、問題用紙、解答用紙のほかにも環境管理士資格試験に関する文書・書類に定められた諸要件は、告知なく見直される場合があります。

- ※1 いくつかの学校が合同で『サテライト会場』を運営する場合は、『キャンパス受験』とは異なり、当該『サテライト会場』の受験者は当該校の学生・卒業生に限られません。学校が団体受験としてとりまとめるならば、教職員や地域の方々を受験者として受け入れることも可能とします。
- ※2 たとえば、株式会社、有限会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、職業訓練法人、特定非営利活動法人、農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合、商業組合、工業組合、土地改良事業団体連合会、商工会議所、森林組合、共済組合、省庁および出先機関、地方公共団体、独立行政法人…等々を指します。
- ※3 共同申請者については、法人格をもたない団体を含んでも構いません。
- ※4 ただし、広く一般に配布しているチラシやポスター、「ことも環境管理士資格試験 受験の手引き」(試験の要綱と受験申込書のセット)は、申請者から申し出があれば、可能な限りにおいて無償提供します。また、「ことも環境管理士ロゴマーク」を特別な申請なくお使いいただけます。
- ※5 申請者および共同申請者の組織が広域にわたっている場合であっても、会場は複数の場所に分散せず1か所とします。ただし、会場内において試験に使用する部屋は1つに限られません(人員削減の点から複数にまたがらないことが望まれます)。
- ※6 試験監督と監督補助の任務については、「試験の運営について」の24をご覧ください。なお、会場が2部屋以上にまたがる、受験者が著しく多いなどの場合には、追加で監督補助をご提供いただくことがあります。
- ※7 たとえば、他の受験者の解答用紙を覗き込むことができないよう、3人掛けの長机では中の席を使わず両端に座ります。2人掛けの机では1人で使用します。また、机同士が近すぎないように配置する必要があります。

令和7年3月18日 改訂

(公財)日本生態系協会 人材開発部



こども環境管理士

Kids' Environmental Facilitators

「こども環境管理士®」は、(公財)日本生態系協会の登録商標です。「こども環境管理士®資格試験」は、環境教育等促進法に基づき、環境大臣・文部科学大臣により環境人材認定事業に登録されています。詳しくは環境省「環境人材育成・認定等事業データベース」のサイトをご覧ください。

『ロゴマーク』 お使いいただけます

『サテライト会場』の実施者には、受験者募集のお知らせや外部へのアピールにあたり、『こども環境管理士ロゴマーク』をお使いいただけます。『サテライト会場』の実施者であれば、使用申請等は必要ありません。
詳しくは、『こども環境管理士ロゴマーク』のご案内、使用規則をご覧ください。公式サイトでもご覧いただけます。

(公財)日本生態系協会は、自然と伝統が共存し美しく持続するまちづくり・くにづくりに向けた提案を行うシンクタンクです。

1992年の設立以前よりアメリカと欧州(ドイツ)に事務所を置き、世界各国の行政やNGOと連携を図っています。

政策提案

美しい日本をつくるための政策の提案
自然や伝統文化など各地の魅力を活かした地域づくりの計画の提案

普及・啓発

幼稚園教諭や保育士、保育教諭を主対象とする「こども環境管理士」の認証
ビオトープ事業を担う最先端の技術者「ビオトープ管理士」の認証
生物多様性の保全・回復を定量的に評価する「JHEP」認証シリーズ
「全国学校・園庭ビオトープコンクール」を通じた先進事例の発信
自然とのふれあいを大切にするドイツの園づくりツアーなどの実施
指導者の教育やカリキュラムの開発

調査・研究

生物の多様性に関する調査・研究
多様な自然の生態系を再生する手法に関する調査・研究

ナショナル・トラスト、自然保全再生墓地

自然を守るために土地を取得するナショナル・トラスト活動
自然を再生するお墓「森の墓苑」の運営 … など



公益財団法人

日本生態系協会 こども環境管理士係

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
tel.03-5954-7106 fax.03-5951-0246
受付時間 月-金曜日 9:00~18:00 土曜日 9:00~15:00
「こども環境管理士」で検索! kodomokankyoku-kanrishi.org

令和7年度
こども環境管理士資格試験 **サテライト会場の設置・運営に関する申請書**

誓約 令和7年度こども環境管理士資格試験において、『サテライト会場』を設置・運営することを申請します。またそれにあたり、(公財)日本生態系協会の定める『こども環境管理士資格試験サテライト会場設置・運営規程』の内容に同意し、遵守することを誓います。

▲4～5ページ『こども環境管理士資格試験 サテライト会場 設置・運営規程』をよく読みいただき、右に記入・押印願います。

申請者 申請者は、法人とその地方組織、日本ビオトープ管理士会の支部とします。

申請年月日 2025 年 月 日

法 人 名

代 表 者



▲法人の代表者、地方組織の場合はその代表者の公印が必要です。(規程4)

共同申請者 共同申請者がある場合は以下にご記入ください。共同申請者が3つ以上ある場合は、必要事項を記載した別紙を添付してください。

団体名	
住 所 〒	—
電 話	— —
担当者	

団体名	
住 所 〒	—
電 話	— —
担当者	

▲単独での申請の場合は空欄のままで構いません。また、共同申請者が1つの場合は、左側のみご記入ください(右側が空欄のままで構いません)。

試験会場 ご用意いただいた試験会場について以下にご記入ください。使用する部屋が複数にまたがる場合は、その旨もお示しください。

施設名	
使用する部屋	
予 約	予約状況について、該当する方を○で囲んでください。 済 / 未 →10月1日(水)までに予約を済ませ、必ずご報告ください。

試験会場は、不正行為等の対策を考慮した、試験体制が整えられる条件にあるものとしてください(他の受験者の解答用紙を覗き込むことができないよう、3人掛けの長机では中の席を使わず両端に座る、2人掛けの机では1人で使用する、机同士が近すぎないように配置する…など)。
また、会場の仕様に関する当日の苦情(机や椅子の状況、机の配置、広さ、明るさ、室温、におい、音、安全面など)について、当協会では対応しかねます。申請者の責任ご確認ください。
なお、申請時に会場の予約がお済みでない場合は、予約完了後、10月1日(水)までに必ず担当までご報告ください。

試験監督・監督補助 それぞれの役割を担う人員をご提供ください。監督補助を2人以上ご提供いただける場合は、別添えてお知らせください。

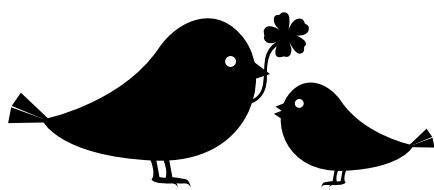
試験監督	監督補助
氏 名	氏 名
所 属	所 属
携帯電話	携帯電話
携帯電話のe-mail	携帯電話のe-mail

▲各項目とも漏れなく記入してください。なお、ここでのメールアドレスは携帯電話のものとしてください(試験中に緊急連絡などをお送りします)。

担当者 『サテライト会場』ほか、試験に関するやりとりを行う窓口となる方についてお書きください。

氏 名	窓口となる「担当者」は、上の「試験監督」「監督補助」のうち1名と同一としていただいたほうが、当日の運営がスムーズです。	
所 属	住 所 〒	—
電 話	—	—
携帯電話	—	e-mail

▲各項目とも漏れなく記入してください。なお、ここでのメールアドレスはPCのものとしてください(試験の運営に関する書類等をお送りすることがあります)。



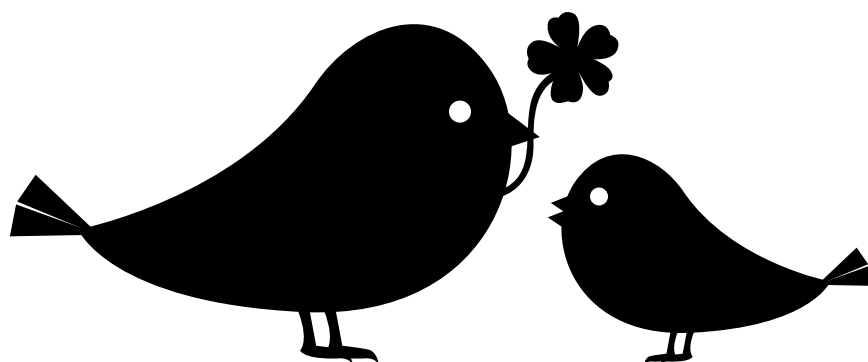
令和7年度

こどもと自然をつなぐ保育者のための資格

こども環境管理士®

Kids' Environmental Facilitators

資格試験



『サテライト会場』申請の手引き

『サテライト会場』は、
当協会の設置する正規の試験会場のほかに
みなさまからの申請により開設できる
自主運営の会場です。

『サテライト会場』で

できる
こと

たとえば、このような場合に。

もっと近くに会場があれば…

正規の会場のない地域の方にはご不便をおかけしていますが、有志で受験者を募れば、「サテライト会場」を設けてご当地で受験していただけます。もちろん、2級だけではなく、1級も受験可能です。

園や団体を挙げて受験できたなら…

自然体験を通じてすこやかな子どもをはぐむため、また、他園との差別化のため、園を挙げて受験される幼稚園、保育所、認定こども園が増えているようです。また、加盟者を対象に積極的に受験を勧めている保育者団体や、自治体も。それなら、より身近な場所に会場を設けられれば便利ですね。

『サテライト会場』を
設置するための…

条件

どうすれば『サテライト会場』をつくれるの？

まずは事前に申請が必要です

この冊子の4～5ページにある規程をよくお読みいただき、巻末の申請書をお送りください(中心となる申請者には法人格が必要です)。

申請書をお送りいただくタイミングは、受験申込の手続き(「団体受験」としてのまとめたお申し込み)と同時でも、それより前でも構いません。

「会場」と「人員」をご提供ください

試験を行うための「会場」と、試験監督として1人、補助として1人以上の「人員」をご提供ください。

申請や設置に関してお金のやりとりはありません

『サテライト会場』の申請や設置に関して、審査料や手数料などの類をいただくことはありません。また、当協会から会場借料・設営費、光熱費、清掃費、人件費、委託金などの支払いもありません。簡潔なシステムです。

「団体受験」でお申し込みください

受験のお申し込みは個別ではなく、“15人以上”の“団体受験”で、まとめてお願いします。なお、『団体受験』には、とりまとめた受験者の合否を一覧でお知らせするサービスがありますので(希望制)、園や学校、団体・企業を挙げての受験などでご活用ください。

広報はお任せします

あくまで団体受験による内輪的な会場という位置付けであるため、『サテライト会場』の受験者を集めるための広報は申請者にお任せします。なお、広く一般にお配りしているチラシやポスター、『受験の手引き』は提供いたしますので、ご活用ください。

筆記試験 当日の 運営

申請者がすることは？

実施に向けたやりとりがあります

申請をいただいたあとは、貴団体と当協会との間で、試験の実施に向けた調整ややりとりがあります。また、筆記試験当日の2日前までには、試験で使用する問題用紙を含む、筆記試験に関する書類一式をお届けします。

令和7年度の筆記試験は11月2日(日)、14:00開始です
(13:50までに着席)。同日、同時刻に、全国一斉に実施
されます。なお、この日時は変更できません。

試験中は「試験の監督」

試験中は、受験申込関係書類の一つ『出欠確認・本人確認(写真票)』をもとに、出欠確認、本人確認、不正行為の監視をお願いします。また、試験問題の訂正など特別な指示のあるときには、携帯電話を通じて連絡します。運営についてはマニュアルをお届けしますので、ご安心ください。

速やかに荷物を発送

試験は16:00に終了します。終了次第、当協会から送られた試験に関する書類一式を梱包し、速やかに発送してください。



申請 方法

4～5ページの『サテライト会場 設置・運営規程』をよくお読みいただき、巻末の『サテライト会場の設置・運営に関する申請書』に必要事項をご記入のうえ、当協会までお送りください。

お送りいただくタイミングは、受験申込手続(「団体受験」としてのまとめたお申し込み)と同時に、それ以前でも構いません。



公益財団法人

日本生態系協会 こども環境管理士係

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル

tel. 03-5954-7106

送付先

受験申込、および、『サテライト会場』の申請期限は

令和7年9月16日(火) です。

受験者のみなさんにとりまとめるには、時間を要すること
があります。余裕をもって進めてください。

* 申請時に会場の予約がお済みでない場合は、予約完了後、
10月1日(水)までに必ず担当までご報告ください。

申請者となることができるのは、たとえば株式会社、有限会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、職業訓練法人、特定非営利活動法人、農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合、商業組合、工業組合、土地改良事業団体連合会、商工会議所、森林組合、共済組合、省庁および出先機関、地方公共団体、独立行政法人……などの法人と、日本ビオトープ管理士会の支部です。(共同申請者についてはこれに限りません)

公益財団法人 日本生態系協会 こども環境管理士資格試験 サテライト会場 設置・運営規程

『サテライト会場』は、定められた手続きを経て申請が承認された場合、申請者のとりまとめた団体受験の受験者が、申請者の用意した会場で筆記試験を受験することができる、こども環境管理士資格試験の試験会場に関する制度です。これは、『こども環境管理士資格試験 サテライト会場 設置・運営規程』(以下「本規程」)に従って設置・運営されます。

(受験者に関する条件)

1. 『サテライト会場』での受験が可能な級は、1級こども環境管理士および2級こども環境管理士とします。
2. 『サテライト会場』で受験できる方は、当該『サテライト会場』の申請者がとりまとめた期日までに申し込んだ、団体受験の受験者に限ります。^{※1}

(『サテライト会場』設置・運営の申請方法)

3. 『サテライト会場』での試験を実施するためには、『サテライト会場の設置・運営に関する申請書』(以下「申請書」)を「団体受験」による受験申込手続と同時にまたは事前に提出し、当協会から書面で「承認」の回答を得ることとします。申請書の書式は所定のものを用いることとし、改変されたものは無効となります。
4. 申請者は、日本国における商法・各種業法に定める法人^{※2}と、その地方組織とします。共同申請者を募り^{※3}、いくつかの団体(複数の幼稚園、保育所、学校など)が共同で『サテライト会場』を設置・運営することも可能とします。なお、申請書には法人の代表者、地方組織の場合はその代表者の公印が必要です。
5. 申請が承認されなかった場合は、協議のうえ、正規の会場に受験会場を振り替えます。その際の諸費用については「費用について」の19に準ずるものとします。

(受験申込に関する条件)

6. 『サテライト会場』の場合、受験申込手続は受験を希望する方が個別に行うのではなく、原則15人以上での団体受験として、当該『サテライト会場』の申請者がとりまとめた行ってください。

《「団体受験」に関する補足》

- ・「団体受験」の詳細は、当該試験年度の『こども環境管理士資格試験 受験の手引き』をご覧ください。
 - ・団体受験は本来、2人以上の受験で可能な制度ですが、『サテライト会場』の場合は原則15人以上とさせていただきます。
 - ・受験者一人ひとりの受験申込関係書類は、申請者がとりまとめたお送りください。受験手数料は、個々の受験者がそれぞれに振り込むのが原則ですが(受験申込書②の作成に必要)、申請者がとりまとめたお振り込みいただくことも可能です。
7. 『サテライト会場』で受験することができる受験者は、「受験者に関する条件」の1,2のとおりです。これに該当しない受験者には協会が設置する正規の会場で受験していただきます。
 8. なお、『サテライト会場』の実施について承認があったとしても、結果として当該『サテライト会場』における受験希望者が15人を著しく下回る場合や、会場を手配出来なかった場合は、当協会の判断により承認を取り消し、当協会の設置する正規の会場に受験者を割り振ることがあります。それにあたっては、申請者と当協会との間で、事前に協議することとします。
 9. 『サテライト会場』はあくまで団体受験による内輪的な会場との位置付けであるため、『サテライト会場』における受験者の募集はその申請者に一任し、当協会が広報を行うことはありません^{※4}。また、他の会場に申し込んでいる受験者に対し、『サテライト会場』で受験するよう案内することはありません。
 10. 『サテライト会場』で受験するため団体受験で申し込んだ受験者についても、『受験の手引き』に定められた期日までに連絡がない場合は、受験申込の内容を変更することは原則できません。受験申込時にご確認ください。

(会場と人員の手配、日時について)

11. 申請者には、試験会場^{※5}、および試験監督として1人、監督補助として1人以上の人員^{※6}をご提供いただきます。当協会が会場を手配・設営することや、人員の手配をすることはありません(試験監督の派遣については申請者に旅費をご負担いただくかたちで応相談)。
12. 試験会場は、申請書により知らせのあったものを使用し、やむを得ない事情により変更しなければならない場合は、必ず事前に当協会に申し出て、承諾を得ることとします。
13. 試験監督・監督補助は、申請書により知らせのあった方のみがその任に当たるとし、事前の届け出なく他者に代わることや外部に委託することは禁じます。やむを得ない事情により変更しなければならない場合や、監督補助を2人以上ご提供いただける場合は、必ず事前に当協会に申し出て、承諾を得ることとします。
14. 試験会場は、不正行為等の対策を考慮した、試験体制が整えられる条件にあるものとしてください^{※7}。また、会場の仕様に関する当日の苦情(机や椅子の状況、机の配置、広さ、明るさ、室温、におい、音、安全面など)について、当協会は対応しかねます。申請者の責任のもと、下見のうえ、事前によくご確認ください。

(試験実施の日時について)

15. 試験問題の漏洩を防ぐため、筆記試験は定められた日時に、全国一斉で行われ、『サテライト会場』であっても日時の変更はできません。ただし、不特定多数が巻き込まれる大規模な事故や天災などがあった場合は、東京に設けられる試験本部(当協会)が判断し、指示をしますので、それに従ってください。

(費用について)

16. 『サテライト会場』の設置・運営に関する申請、および『サテライト会場』における筆記試験の運営に関して、申請者から当協会に手数料、審査料、登録料などの類をお支払いいただくことは、ありません。
17. 『サテライト会場』の設置・運営に関する申請、および『サテライト会場』における筆記試験の実施に関して、当協会から申請者への会場借料・設営費・光熱費・清掃費、人件費・謝礼金、旅費、委託金などの支払いも、ありません。
18. 『サテライト会場』の設置・運営に関する申請、および『サテライト会場』における筆記試験の実施に関して生じる通信費等の実費については、互いにその都度負担することとします。
19. 『サテライト会場』の設置・運営が承認されたのち結果として当該会場で試験が行われなくとも、それ自体に関する賠償責任等は問いません。ただし、受験者を正規の試験会場に振り替えるなどの対応があった際、旅費およびそれに付随する費用の支出や受験手数料の払い戻しなどが受験者から求められた場合は、申請者の負担とします。
20. 受験者の受験手数料は、通常どおりお支払いいただきます。

(試験の運営について)

21. 筆記試験は、試験当日の運営マニュアルにあたる『こども環境管理士資格試験 筆記試験運営の手引き』(以下『運営の手引き』)、試験の要綱である『こども環境管理士資格試験 受験の手引き』(以下『受験の手引き』)およびそれに付随する書類等、協会の規則・規程や協会による指示に従い、厳正かつ公正に運営していただきます。
22. 試験監督と監督補助には、『運営の手引き』『受験の手引き』を事前にお届けします(申請者あてにまとめてお送りします)。試験の運営に備え、当日までにお目通しください。
23. 問題用紙や解答用紙、受験者名簿などの試験資材は、筆記試験

当日までに、当協会から申請者または会場までにお送りします。問題用紙や解答用紙の包みの開封は試験監督が監督補助が試験当日に行うものとし、他者が開封した場合や当日より前に開封した場合は試験を取り止めます(事後に発覚した場合は、当該『サテライト会場』における受験者の合格を取り消します)。

24. 試験監督は試験の取り仕切り、監督補助は試験監督のサポートを任務とし、問題用紙や解答用紙の配布・回収、受験者の出欠確認・本人確認、不正行為の監視などを行います。なお、試験中において、受験者のほかに試験を行う部屋に出入りすることができるのは、試験監督と監督補助に限られます。
25. 試験の終了後は、解答用紙をはじめ試験に関する書類一式を、当日のうちに当協会事務局に向け発送していただきます。

(情報の取り扱いについて)

26. 問題用紙や解答用紙は定めに従い取り扱ってください(問題用紙の持ち帰りについては『受験の手引き』11ページの「試験に関する注意事項」をご覧ください)。また、試験問題の漏洩がないよう、当日も厳重に管理してください。
27. 個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、漏洩がないよう厳重に管理してください。
28. 問題用紙、解答用紙や個人情報が記載されたものを含み、当該試験に関する文書や情報を複写、加工、改竄することは、一律、一切禁じます。また、それらを当該試験の実施・運営以外に使用することも禁じます。
29. ほか、当該試験で知り得た情報を漏洩することを禁じます。
30. 以上の情報の取り扱いについては、試験の実施後においても変わりません。また、ここに言う「個人情報」は、個人情報保護法に定義されます。
31. 情報の漏洩等があった場合、またその疑いがある場合は、必ず試験本部(当協会)に報告してください。

(受験者の安全確保について)

32. 地震や火災等の緊急事態が発生した場合は、受験者を安全な場所まで速やかに避難させてください。それにあたり、災害時の避難場所や避難経路の確認、誘導方法は、事前に確認してください。
33. 急病人が生じた場合は、まず本人に症状を確認し、受験の続行が難しい場合には休ませるか救急車を呼ぶなど、状況に応じて対応してください。なお、そのような場合であっても、当該受験者の試験時間の延長や受験日の振り替え、再受験はできません。
34. 受験者および会場の安全確保に関する経緯や状況は、必ず試験本部(当協会)に報告してください。

(その他)

35. 申請書の内容と事実とが違わないこととします。
36. 本規程、『運営の手引き』、『受験の手引き』、受験票、問題用紙、解答用紙のほかにも環境管理士資格試験に関する文書・書類に定められた諸要件、ならびに、然るべき判断による当協会・試験本部からの指示に反した場合や、試験の権威を損なうような行為をなし、あるいはそのような事態が生じた場合、当協会は以下のように対応します。
- (1) 当協会が調査体制を敷き、申請者および共同申請者には立ち会いやヒアリング、資料や書類の作成、提出など、調査にご協力をいただきます。調査を行うのは、確たる事実だけではなく、その疑いがあった場合も含みます。なお、必要な場合には、部外の調査機関に調査を依頼することがあります。
- (2) 当該会場の受験者を全員失格とすることがあります。その場合、合格者が所定の手続きを経てことも環境管理士として認証された後においても、遡って合格と認証を取り消します。
- (3) 今後において、申請者および共同申請者からの『サテライト会場』および「団体受験」による受験申込はお断りします。また、これらは申請者および共同申請者に名称変更や改組等があっても引き継がれることとします。

- (4) 試験の実施前であるならば、当該会場での試験の実施を取り止めます。また、日数や収容人数の点から可能な場合は正規の試験会場に振り替えますが、それに当たっての試験監督や監督補助、受験者の旅費およびそれに付随する費用、返却される受験手数料などの諸費用については、申請者の負担とします。
- (5) 調査や訴訟にかかる諸費用、人件費、旅費等の実費は申請者の負担とします。なお、当協会や受験者ほか関係者、または第三者に損害を与えたときは、申請者は直ちに賠償することとします。
- (6) 協会名義で事実および経緯、経過を関係諸機関に報告し、記者発表します。また、会報やウェブサイトなど、当協会に帰属する各種メディアにおいてもそれらを公表します。
- (7) 当該試験および『サテライト会場』の実施に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (8) 以上について、申請者および共同申請者、受験者ほか関係者、または第三者が異議を申し立てることはできません。
37. 本規程、『運営の手引き』、『受験の手引き』、受験票、問題用紙、解答用紙のほかにも環境管理士資格試験に関する文書・書類に定めのない事項、およびこれらの各条項に疑義が生じた場合、または然るべき判断による当協会・試験本部からの指示がなかった事項については、申請者と当協会の互いが誠意を持って協議のうえ、その解決に当たるものとします。
38. 本規程、『運営の手引き』、『受験の手引き』、受験票、問題用紙、解答用紙のほかにも環境管理士資格試験に関する文書・書類に定められた諸要件は、告知なく見直される場合があります。

- ※1 いくつかの学校が合同で『サテライト会場』を運営する場合は、『キャンパス受験』とは異なり、当該『サテライト会場』の受験者は当該校の学生・卒業生に限られません。学校が団体受験としてとりまとめるならば、教職員や地域の方々を受験者として受け入れることも可能とします。
- ※2 たとえば、株式会社、有限会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、職業訓練法人、特定非営利活動法人、農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合、商業組合、工業組合、土地改良事業団体連合会、商工会議所、森林組合、共済組合、省庁および出先機関、地方公共団体、独立行政法人…等々を指します。
- ※3 共同申請者については、法人格をもたない団体を含んでも構いません。
- ※4 ただし、広く一般に配布しているチラシやポスター、「ことも環境管理士資格試験 受験の手引き」(試験の要綱と受験申込書のセット)は、申請者から申し出があれば、可能な限りにおいて無償提供します。また、「ことも環境管理士ロゴマーク」を特別な申請なくお使いいただけます。
- ※5 申請者および共同申請者の組織が広域にわたっている場合であっても、会場は複数の場所に分散せず1か所とします。ただし、会場内において試験に使用する部屋は1つに限られません(人員削減の点から複数にまたがらないことが望まれます)。
- ※6 試験監督と監督補助の任務については、「試験の運営について」の24をご覧ください。なお、会場が2部屋以上にまたがる、受験者が著しく多いなどの場合には、追加で監督補助をご提供いただくことがあります。
- ※7 たとえば、他の受験者の解答用紙を覗き込むことができないよう、3人掛けの長机では中の席を使わず両端に座ります。2人掛けの机では1人で使用します。また、机同士が近すぎないように配置する必要があります。

令和7年3月18日 改訂

(公財)日本生態系協会 人材開発部



こども環境管理士

Kids' Environmental Facilitators

「こども環境管理士®」は、(公財)日本生態系協会の登録商標です。「こども環境管理士®資格試験」は、環境教育等促進法に基づき、環境大臣・文部科学大臣により環境人材認定事業に登録されています。詳しくは環境省「環境人材育成・認定等事業データベース」のサイトをご覧ください。

『ロゴマーク』 お使いいただけます

『サテライト会場』の実施者には、受験者募集のお知らせや外部へのアピールにあたり、『こども環境管理士ロゴマーク』をお使いいただけます。『サテライト会場』の実施者であれば、使用申請等は必要ありません。
詳しくは、『こども環境管理士ロゴマーク』のご案内、使用規則をご覧ください。公式サイトでもご覧いただけます。

(公財)日本生態系協会は、自然と伝統が共存し美しく持続するまちづくり・くにづくりに向けた提案を行うシンクタンクです。

1992年の設立以前よりアメリカと欧州(ドイツ)に事務所を置き、世界各国の行政やNGOと連携を図っています。

政策提案

美しい日本をつくるための政策の提案
自然や伝統文化など各地の魅力を活かした地域づくりの計画の提案

普及・啓発

幼稚園教諭や保育士、保育教諭を主対象とする「こども環境管理士」の認証
ビオトープ事業を担う最先端の技術者「ビオトープ管理士」の認証
生物多様性の保全・回復を定量的に評価する「JHEP」認証シリーズ
「全国学校・園庭ビオトープコンクール」を通じた先進事例の発信
自然とのふれあいを大切にするドイツの園づくりツアーなどの実施
指導者の教育やカリキュラムの開発

調査・研究

生物の多様性に関する調査・研究
多様な自然の生態系を再生する手法に関する調査・研究

ナショナル・トラスト、自然保全再生墓地

自然を守るために土地を取得するナショナル・トラスト活動
自然を再生するお墓「森の墓苑」の運営 … など



公益財団法人

日本生態系協会 こども環境管理士係

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
tel.03-5954-7106 fax.03-5951-0246
受付時間 月-金曜日 9:00~18:00 土曜日 9:00~15:00
「こども環境管理士」で検索! kodomokankyoku-kanrishi.org

令和7年度
こども環境管理士資格試験 **サテライト会場の設置・運営に関する申請書**

誓約 令和7年度こども環境管理士資格試験において、『サテライト会場』を設置・運営することを申請します。またそれにあたり、(公財)日本生態系協会の定める『こども環境管理士資格試験サテライト会場設置・運営規程』の内容に同意し、遵守することを誓います。

▲4～5ページ『こども環境管理士資格試験 サテライト会場 設置・運営規程』をよく読みいただき、右に記入・押印願います。

申請者 申請者は、法人とその地方組織、日本ビオトープ管理士会の支部とします。

申請年月日 2025 年 月 日

法 人 名

代 表 者



▲法人の代表者、地方組織の場合はその代表者の公印が必要です。(規程4)

共同申請者 共同申請者がある場合は以下にご記入ください。共同申請者が3つ以上ある場合は、必要事項を記載した別紙を添付してください。

団体名	
住 所 〒	—
電 話	— —
担当者	

団体名	
住 所 〒	—
電 話	— —
担当者	

▲単独での申請の場合は空欄のままで構いません。また、共同申請者が1つの場合は、左側のみご記入ください(右側が空欄のままで構いません)。

試験会場 ご用意いただいた試験会場について以下にご記入ください。使用する部屋が複数にまたがる場合は、その旨もお示しください。

施設名	
使用する部屋	
予 約	予約状況について、該当する方を○で囲んでください。 済 / 未 →10月1日(水)までに予約を済ませ、必ずご報告ください。

試験会場は、不正行為等の対策を考慮した、試験体制が整えられる条件にあるものとしてください(他の受験者の解答用紙を覗き込むことができないよう、3人掛けの長机では中の席を使わず両端に座る、2人掛けの机では1人で使用する、机同士が近すぎないように配置する…など)。
また、会場の仕様に関する当日の苦情(机や椅子の状況、机の配置、広さ、明るさ、室温、におい、音、安全面など)について、当協会では対応しかねます。申請者の責任ご確認ください。
なお、申請時に会場の予約がお済みでない場合は、予約完了後、10月1日(水)までに必ず担当までご報告ください。

試験監督・監督補助 それぞれの役割を担う人員をご提供ください。監督補助を2人以上ご提供いただける場合は、別添えてお知らせください。

試験監督	監督補助
氏 名	氏 名
所 属	所 属
携帯電話	携帯電話
携帯電話のe-mail	携帯電話のe-mail

▲各項目とも漏れなく記入してください。なお、ここでのメールアドレスは携帯電話のものとしてください(試験中に緊急連絡などをお送りします)。

担当者 『サテライト会場』ほか、試験に関するやりとりを行う窓口となる方についてお書きください。

氏 名	窓口となる「担当者」は、上の「試験監督」「監督補助」のうち1名と同一としていただいたほうが、当日の運営がスムーズです。	
所 属	住 所 〒	—
電 話	—	—
携帯電話	—	e-mail

▲各項目とも漏れなく記入してください。なお、ここでのメールアドレスはPCのものとしてください(試験の運営に関する書類等をお送りすることがあります)。

